

◇◆◇目次◇◆◇

- 1 まだ間に合います。企業向け講演会
「社内人材の定着と活用のポイント ～今の時代の新人・若手の活かし方・育て方～」開催のご案内（再送）【岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点】
- 2 10月は年次有給休暇取得促進期間です。【岐阜労働局】
- 3 「働き方改革に関する出張相談会」のご案内【ぎふ働き方改革推進支援センター】
- 4 取引上の悩みを抱えていませんか？下請かけこみ寺にご相談ください。【中小企業庁】
- 5 全国の「働く女性の健康」に関するセミナー等に講師を無料で派遣します！
働く女性の健康支援セミナー等への講師派遣のご案内【女性就業支援全国展開事業事務局】

★★

- 1 企業向け講演会
「社内人材の定着と活用のポイント ～今の時代の新人・若手の活かし方・育て方～」開催のご案内（再送）

今や新人若手社員の育成を取り巻く環境は大きく変化し、かつてなく新人若手が育ちにくい時代に突入しました。上司世代とは異なる価値観を持つ世代に対して、多くの企業が新たな育成法を模索しています。本講演会では、数々の現場実践の中で明らかになった「今の時代の育て方」について、実践事例を交えてご紹介していただきます。まだ間に合いますので、この機会にぜひご参加ください。

- 日 時 令和元年10月15日（火） 13:30～16:30（受付13:00～）
- 場 所 高山市役所 地下市民ホール（高山市花岡町2-18）
- 講 師 桑田 浩明氏（(株)リクルートマネジメントソリューションズ 東海営業部 マネージャー）
- 対 象 県内中小企業の経営者、人事担当者
- 内 容 社内人材の定着と活用のポイント
今の時代の新人・若手の活かし方・育て方
・中途入社3つの壁と6つの症状
・今の時代の新人・若手の特徴
・個の成長を支える、安心と信頼の職場づくり
- 参加費 無料

- 申込方法 次のHPから申込用紙をダウンロードし、メール又はFAXでお申し込みください。(申込期限10/14(月))
- HP <https://www.jinzai-gifu.jp/event/11533>
- 主催 岐阜県、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点
- 問合せ先 TEL：058-277-1096 FAX：058-278-1148
E-mail：pro-jinzai@jinzai-gifu.jp

★★
2 10月は年次有給休暇取得促進期間です。

労働基準法が改正され、今年4月より事業主は法定の年休付与日数が10日以上全ての労働者に対して、毎年5日間、年休を確実に取得させることが必要(※1)となりました。

年休を取得することで、心身の疲労を回復でき、仕事に対する意識やモチベーションを高めることで生産性の向上につながります。また、働きやすい職場の環境を整えることは、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど企業にも大きなメリットになります。

来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年休取得を十分考慮するとともに、年休の計画的付与制度(※2)の導入を検討しましょう。

※1 今年4月より前に付与していた年休については、年5日取得させる義務の対象とはなりません。今年の4月1日以後、最初に年10日以上年休を付与した日(基準日)から、年5日確実に取得させる義務の対象となります。

※2 年休の計画的付与制度とは
年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

- 問い合わせ先
岐阜労働局 雇用環境・均等室 TEL：058-245-1550
- HP 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06788.html
岐阜労働局HP
https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/rodoukyoku/news_topics/event/event_2017/_120550_0003.html

★★
3 無料相談会のご案内「働き方改革に関する出張相談会」(厚生労働省委託事業)

厚生労働省 岐阜労働局では、働き方改革関連法が順次施行される中、企業の皆様の新たな取り組みや各種相談に応じるため、次の場所で「出張相談会」を開催します。どのようなご相談にも応

じますので、是非ご活用ください。

【ハローワーク高山 出張相談会】

○日 時 令和元年10月25日（金）
11月 8日（金）、11月22日（金）
上記各日とも13：30～16：00（1社当たり30分程度）
○場 所 ハローワーク高山 2階 相談室（高山市上岡本町7-478）

【朝日支所 出張相談会】

○日 時 令和元年10月15日（火）
13：00～16：00（1社当たり30分程度）
○場 所 高山市朝日支所 1階 生涯学習室（高山市朝日町万石800）

【国府支所 出張相談会】

○日 時 令和元年11月12日（火）
13：00～16：00（1社当たり30分程度）
○場 所 高山市国府支所 研修室B（高山市国府町広瀬町880-1）

【上宝支所 出張相談会】

○日 時 令和元年11月19日（火）
13：00～16：00（1社当たり30分程度）
○場 所 高山市上宝支所 1-2会議室（高山市上宝町本郷540）

上記の場所で開催される出張相談会の申込方法等は、次のとおりです。

☆申込方法 いずれの相談会も次のHPから申込用紙をダウンロードし、FAXでお申し込みください。

※原則は事前申込みをいただくこととされていますが、事前申込みがない場合であってもご相談は受けられますので、お気軽にご利用ください。

☆HP <https://sien.task-work.com/2019/09/18/soudankai-2019-10/>

☆問合せ先 ぎふ働き方改革推進支援センター

TEL：0120-226-311 FAX：058-201-5833

★★

4 取引上の悩みを抱えていませんか？下請かけこみ寺にご相談ください。（中小企業庁委託事業）

「下請かけこみ寺」は全都道府県に設置されており、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩みを無料で相談できます。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行いますので、お気軽にお問合せください。

○サービス内容

①無料相談（相談員・弁護士）

例えば、

- ①支払日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。
- ③お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったとって返品された。

②調停による紛争解決手続（ADR）

- ・紛争当事者間の和解の調停を行います。
- ・裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- ・当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。

③消費税の転嫁等に係る取引上の相談

○受付時間 平日9：00～12：00／13：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く。）

○電話 【中小企業の取引上の相談】0120-418-618
【消費税の転嫁等に係る取引上の相談】0120-300-217

★★

5 全国の「働く女性の健康」に関するセミナー等に講師を無料で派遣します！

働く女性の健康支援セミナー等への講師派遣のご案内（厚生労働省委託事業）

職場における女性の活躍が進む中、女性がいきいきと健康に働き続けることは重要な課題となっており、女性労働者、職場それぞれの取組が求められています。

当事業では、労使団体、地方自治体等が実施する働く女性の心身の健康に関するセミナーや講習会に無料で講師を派遣しています。

すでにこの秋冬に開催を予定されているイベントや講座等の前後の時間を利用して「ミニ講座」等を開催するといったことも可能ですので、実施方法につきましてお気軽にご相談ください。

○講師派遣の例

- ・地域の事業所対象「ハラスメントのない職場づくり」
- ・女性労働者対象「働く女性のライフステージと健康」「働く女性のストレス対処」
- ・労働組合委員対象「セミナー実践コース：働く女性の健康支援」

○申込方法 次のHPから申込書をダウンロードし、メール又はFAXでお申し込みください。

○HP <http://joseishugyo.mhlw.go.jp/gaiyo/panph.html>

○お申込み・お問合せ先

女性就業支援全国展開事業事務局（一般財団法人女性労働協会）
女性就業支援センター

TEL 03-5444-4151 FAX 03-6435-1414

Email : info@joseishugyo.or.jp

★★

***** メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更 *****

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jpあてにメールでご連絡ください。

○配信中止の場合

タイトル：【配信中止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス